

海老名市海老名駅自由通路設置条例の適用基準

法令名	海老名市海老名駅自由通路設置条例
根拠条項	第30条
処分等の概要	禁止行為
法令の定め	<p>(禁止行為)</p> <p>第30条 自由通路において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第6号及び第7号に掲げる行為については、第19条第1項の承認（同条第6項及び前条において準用する場合を含む。）又は第33条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 自由通路の施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為</p> <p>(2) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為</p> <p>(3) 歩行者の往来に著しい支障又は危険を及ぼすおそれのある集会、デモ、座込みその他これらに類する行為</p> <p>(4) 寝泊り、仮眠、横臥（が）その他これらに類する行為</p> <p>(5) 火気類又は危険物の使用</p> <p>(6) 物品等の販売又は配布</p> <p>(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両又は同項第11号の2に規定する自転車を乗り入れ、又は停めておくこと。</p> <p>(8) 前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為</p> <p>2 市長は、前項各号の行為をしたと認められる者に対し、当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。</p>
適用基準	<p>1 条例第30条第1項各号に該当するもの禁止行為に当たるものの考え方、具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第1号「施設その他の設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為」の適用基準</p> <p>次の行為を故意によって行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚損 <ul style="list-style-type: none"> 土砂、汚物等を堆積又は放置すること。 油、塗料等を塗布すること。 廃棄物を捨て置くこと。 ・ 損傷 <ul style="list-style-type: none"> 設備等を殴打する等の外力を加え、原形から変形させること。 ・ 滅失 <ul style="list-style-type: none"> 設備等を切断、焼却する等して、原形から消失又は変形させるこ

と。

- (2) 第2号「球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに類する行為」の適用基準
- ・ ボール等の物を投げる、転がす、落とす等の行為
 - ・ ローラースケート、スケートボードやこれに類似する製品を使用することにより、歩行者の歩行を妨げたり、歩行者に接触するおそれのある行為
- (3) 第3号「歩行者の往来に著しい支障又は危険を及ぼすおそれのある集会、デモ、座込みその他これらに類する行為」の適用基準
- ・ 通路の歩行空間を3.5m以上確保できない行為
 - ・ 公衆に不安若しくは恐怖を覚えさせるような蜩（い）集又は集会
- (4) 第4号「寝泊り、仮眠、横臥（が）その他これらに類する行為」の適用基準
- ・ 寝泊り、睡眠や体を横にして寝る行為
ただし、急病人の救護、災害時の駅滞留者への措置等緊急を要する場合は、これに該当しない。
- (5) 第5号「火気類又は危険物の使用」の適用基準
- ・ 裸火での使用や燃料、薬品類等の歩行者及び施設に支障となる行為
- (6) 第6号「物品等の販売又は配布」の適用基準
- 次に掲げる行為を除き、禁止行為となる。
- ・ 利用承認を経た上で行う物品の販売又は配布行為。
 - ・ 利用承認を要さない物品の配布行為
- (7) 第7号「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両又は同項第11号の2に規定する自転車を乗り入れ、又は停めておくこと」の適用基準
- ・ 自動車、原動機付自転車、自転車等すべての車両を乗り入れる行為
- なお、原動機付自転車及び自転車を押し歩く行為も同様とする。
- (8) 第8号「前各号に規定するもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為」の適用基準
- ・ 他法令等で禁止されているものや危険が想定される行為
 - ・ 通路の歩行空間を3.5m以上確保できない行為
 - ・ 昇降施設（エレベーター、エスカレーター、階段）及び隣接施設（鉄道駅、民間商業施設等）への利用経路を確保できない行為
 - ・ 大音量の機材の使用が想定され、周辺施設や住民に支障がある行為
 - ・ 自由通路に設置されている市の掲示板やサイン等を、利用の際に見えないようにする行為
 - ・ 視覚障がい者誘導用ブロックの利用を妨げる行為
ただし、誘導員を配置する等の対策を講じており、視覚障がい者等が安全に通行することが可能である場合は、この限りではない。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">• 動物の放し飼い• 適正に利用している団体等への妨害となる行為 |
|--|---|